

◎加賀市議会基本条例(平成23年4月施行)の検証(H29)

前文

二元代表制の下、執行機関である市長と議決機関である加賀市議会(以下「議会」という。)の議員は、それぞれが市民の代表として与えられた権限を行使することができる。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自主的な政策決定と責任の範囲は一層拡大しており、議会と市長は、市民の意思を市政に的確に反映させるために切磋琢磨しながら、最良の決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、議員自らが提案する政策と市長が提案する政策の論点・争点を市民に明らかにするとともに、自由討議を保障し、政策を決定する責務を有している。また、この責務を果たすために公正性・透明性を確保し、市民が参加できる議会を目指す使命がある。

よって、この責務を果たし、使命を達成するために本条例を制定する。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本的な事項等を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

第1章 総則

(議員の活動原則)

第2条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上を目指して活動しなければならない。

平成 25 年度 検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成 29 年度 検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

第1章 総則

(会派)

第3条 議会の会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
		○各会派の理念・政策等を市民に分かりやすく示すべきと思う。会派による統一でなく、賛否も個々に違うので、会派の定義を検討すべきと思う。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 会派は一般的に「議会内で所属する政党や同じ主義・主張を持った議員で結成されるグループ」であり、原文と合致する。また、加賀市議会での賛否状況は、基本的に会派内で賛否は一致しており、左記の意見であるような賛否の違いはそれほど見受けられないため、原文のままとする。 「補足意見」 会派の理念・政策等を市民に示していくことは議会活性化特別委員会で検討していく。
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
		【林(俊)】 ●地方議会は、首長に対し全ての議員は野党的立場であり、会派による統一調整はいらないため、統一定義は不要。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 前回検証時も同様の意見が出されているが、加賀市議会では、会派制により議会運営をしていることから、原文のままとする。

第2章 開かれた議会

(開かれた議会の推進)

第4条 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○常任・特別委員会、全員協議会を許可制から自由傍聴に変更(H23年度～) ○常任委員会(H23年度～)、特別委員会(H24年度～)の会議記録をホームページ掲載 ○本会議のインターネット録画中継を実施(H23年6月議会～) ○議案概要のほか議案書等をホームページに掲載(H25年3月議会～)		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○全員協議会の会議記録をホームページ掲載(H27年度～) ○議会運営委員会を許可制から自由傍聴に変更(H27年10月～) ○議会運営委員会の会議記録をホームページ掲載(H27年10月～) ○議会交際費の内訳、議会関係例規(議会申し合わせ等)をホームページ掲載(H27年11月～) ○会議録(速報版)をホームページ掲載(H27年9月議会～) ○本会議のインターネットライブ中継を実施(H27年12月議会～) ○委員会のインターネット(ライブ・録画)中継を実施(H28年1月～) ○傍聴人受付簿の廃止(H28年12月議会～)	【林(俊)】 ●議長・委員長の定例記者会見により、報道機関による市民への情報効果を深めるべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、取り組みに対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、議会活性化特別委員会で、今後進めていく「議会改革に関する検討項目」の一つであり、その中で検討していく。

第2章 開かれた議会

(わかりやすい議会運営)

第5条 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)、加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

2 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成25年度検証	【1項】 ○議会内申し合わせ事項を適宜見直し (H25年3月他随時改正) 【2項】 ○議場に九谷焼を展示 (H23年3月議会～H24年8月臨時会) ○本会議前に能楽を上演(H23年3月議会) ○本会議前に山中節を上演(H24年3月議会) ○小学生の議会傍聴実施(教育の一環として、延べ300人を 超える傍聴)(H23年6月議会～) ○女性議会を開催(H23年10月) ○子ども議会(小学生)を開催(H24年1月)		
	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成29年度検証	【1項】 ○議会内申し合わせ事項を適宜見直し (H27年11月他随時改正) 【2項】 ○小中学生の議会傍聴実施(教育の一環として、延べ800人 を超える傍聴) ○子ども議会(中学生)を開催(H26年8月) ○女性議会を開催(H27年10月、H28年10月) ○高校生議会を開催(H29年8月)		

第2章 開かれた議会

(夜間・休日議会の開催)

第6条 議会は、傍聴の利便性を高め、開かれた議会に資するため、平日の夜間、土曜日又は日曜日にも本会議を開催するよう努めるものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H23年12月議会で日曜議会を開催 （12/11質問日初日） ○H24年6月議会で日曜議会を開催 （6/10質問日初日）		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H27年6月議会で土・日曜議会を開催 （6/13、14質問日）	【昂志会】 ●夜間・休日議会の削除。 【かがやき】 ●夜間・休日議会は有効でない。	条文の修正が必要（条項削除） 「理由」 開かれた議会の推進のため、これまで日曜議会等に取り組んできたが、左記の意見であるように、その効果（傍聴者数）は低い。よって、条例に明記して取り組む必要性は低いことから、本条を削除すべき。 「補足意見」 アンケート調査からも日曜議会等の必要性は低い が、市民からの要望があれば、子ども議会や女性議会と同様に、第5条第2項に規定する「市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営」として実施していく。

第3章 監視する議会

(市政運営状況の監視)

第7条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議案の分割付託解消・予算決算審査の充実 ・予算審査特別委員会を設置(H26年12月議会) ・予算委員会(常任委員会化)を設置(H27年3月議会) ・予算決算委員会を設置(H27年9月議会) ○審議・審査の充実 ・タブレット端末による議会運営の本格実施(H27年10月～) ・タブレット端末の利用改善(共有カレンダーの設定、市計画書の追加等)(H28年6月～)	【林(俊)】 ●予算決算委員会は、3 常任委員会に全議員が参加し、301会議室で3日間かけて実施することが望ましい。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 現在、予算決算審査は、予算決算委員会の3分科会で分担し、審査している。左記の意見は、分科会ではなく、全議員からなる予算決算委員会で審査すべきとの意見である。よって、条文そのものではなく、議会(委員会)運営に対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、議会(委員会)運営に対する意見のため、議会運営委員会で議題として取り上げていくことを求める。

第3章 監視する議会

(市長等との関係の透明性の確保)

第8条 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、その記録を市長等に求め、両者の関係の透明性を図るものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

第4章 審議する議会

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して詳しい説明を求めることができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書による回答を求めるものとする。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【4項】 ○文書質問⇒要綱作成(実績なし)	【4項】 ○日常的に市担当課へ質問や説明を求めることが多いが、1つ1つ議長を通す文書質問は活用しにくい。しかし、本会議での質問通告で時間が足りずできなかった質問に対する答弁は、文書質問として扱い、正式な答弁として扱ってはどうかと思う。	【4項】 <u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 文書質問については、左記の意見の主旨で実施要綱を作成し、本会議同等の公式の質問・答弁と位置づけているため、原文のままとする。 「補足意見」 要綱作成時及び新任期の際に、文書質問の要綱を全議員に配付しているが、今後積極的に活用できるよう議員への周知が必要と考える。
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【4項】 ○文書質問を活用(延べ5人) H26年9月：1人、H28年3月：1人 H29年3月：2人、H29年6月：1人		

第4章 審議する議会

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景 ／ (2) 提案に至るまでの経緯 ／ (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 ／
 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 ／ (5) 加賀市総合計画との整合性 ／ (6) 財源措置 ／ (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果

平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
		【林(俊)】 ●各委員会資料は、会議の3日～4日前には配付すべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 現在、閉会中の委員会資料は、前日までにデータ格納しており、従前の紙資料による当日配付から改善されている。左記の意見は、条文そのものではなく、資料配付のさらなる改善に関する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、議会(委員会)運営に対する意見のため、議会運営委員会で議題として取り上げていくことを求める。

第4章 審議する議会

(予算及び決算における説明資料の作成)

第11条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○見てわかる加賀市当初予算のあらまし作成（執行部） ○見てわかる加賀市の決算書作成（執行部）		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○毎年度、「見てわかる加賀市当初予算のあらまし」の作成（執行部） ○毎年度、「見てわかる加賀市の決算書」の作成（執行部）	【かがやき】 ●「見てわかる加賀市当初予算のあらまし」「見てわかる加賀市の決算書」は大いに有効であり、より分かりやすく努めるべき。	条文の修正は必要なし 「理由」 現在、執行部において「見てわかる加賀市当初予算のあらまし」「見てわかる加賀市の決算書」を作成している。左記の意見は、条文そのものではなく、さらなる充実を求める意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、今後、機会を見て、執行部にさらなる充実を求めていく必要がある。

第4章 審議する議会

(議会の自由討議)

第12条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の政策提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
		【林(俊)】 ●その都度、積極的に行うべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第4章 審議する議会

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○政策討論会⇒要綱作成（実績なし）		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○政策討論会を開催（H26年8月） （市指定ごみ袋の料金について）	【林(俊)】 ●その都度、積極的に行うべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第5章 政策提案する議会

(政策提案の推進)

第14条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○市民主役条例制定 (H24年3月議会) ○ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例制定 (H24年12月議会)		

平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○政策条例等を制定 ・議会災害対策支援本部設置要綱・議員の災害行動マニュアル (H26年10月) ※訓練を定期実施 ・地域医療を守る条例 (H27年6月議会) ・議会図書室規則 (H27年9月議会) ・PPDCAサイクル運用規程 (H27年9月議会) ・乾杯条例 (H29年3月議会) ・災害対策基本条例 (H29年6月議会) ・いじめから子どもを守る条例 (H29年6月議会) ○政策提言を実施 ・人口減少対策・空き家対策 (H26年12月) ・防犯カメラの設置 (H29年7月) ○議会制定の条例を検証 ・ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例 (H27年10月) ・地域医療を守る条例 (H28年12月)	【林(俊)】 ●その都度、積極的に行うべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

第5章 政策提案する議会

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策立案及び提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施するものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家及び市民との研修会を年1回以上開催するものとする。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○議員研修会⇒要綱作成 (実績なし)	【2項】 ○議会全体ではなかなか難しいので、常任委員会ごとに年1回以上、研修会(勉強会)を実施するようにすべき。 ○基本条例に基づいた議員研修会を活性化委員会で実施してみたらどうか(例えば、省エネやエコをテーマとした講演会や取り組み事例報告会等)。 ○現在、委員会等で業界・団体との意見交換を実施している。研修を年1回以上という考え方をせず、また、研修に意見交換も含んだ拡大解釈によって、今後も業界だけではなく様々な団体と色々な委員会で意見交換をしていくことが望ましい。 ○議会としての講演会や研修会等、市民参加のもとで開催してもいいと思う。	【2項】 <u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 条文には、「専門家と市民を交えた研修」かつ「年1回以上」とあるが、現在、達成できていない。ただし、左記の意見であるように、現在、委員会ごとに意見交換(研修)を実施しており、そこには市民(団体)も入っているので、原文のままとする。 「補足意見」 今後も引き続き委員会ごとの意見交換(研修)を実施する。また、一度、条例に則った議員研修を議会活性化特別委員会が中心となって実施検討をしていく。
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○市民を交えた議員研修会を開催(H27年8月 議会報告会との2部構成)	【昂志会】 ●第2項の削除。 【林(俊)】 ●議員がより専門的知識を深めるため、外部講師を招き、研修会を実施すべき。	<u>条文の修正が必要(第2項削除)</u> 「理由」 前回検証時に、条例上の研修会は実施が難しいとの意見が出されており、平成27年に実施してみたものの、「専門家と市民を交えた研修」は困難で継続しなかった。よって、「専門家と市民を交えた研修」かつ「年1回以上」は実施困難と判断し、本条第2項を削除すべき。 「補足意見」 左記の意見であるように、今後も専門的知識を深めるための研修会は継続し、充実強化していく必要がある。

第5章 政策提案する議会

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H25年4月から政策法務担当を配置 （職員数7人→9人）		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○金沢大学法科大学院と連携協定（H27年3月） ・議長等が大学講義の講師参加（毎年度） ・インターンシップ（H28年9月～10月） ・議員研修会に大学から講師を派遣 （H27年8月、H29年2月）		

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

第17条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開する。

3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○ホームページに各種取り組みを掲載 ・各委員会の視察結果（H25年4月～） ・各委員会の調査研究結果（H25年9月～） ・その他、策定した政策条例等 【4項】 ○請願の委員会審査にあたり、請願者から意見を聴く機会を設けた（H24年3月議会）	【4項】 ○意見書の陳情等、市民からの請願としても受けるべきではないか。正式に議会として審議すべきと思う。意見書調整会議では、1人議員の発言の場がない。	【4項】 条文の修正は必要なし 「理由」 現在、陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会で議場配付・委員会付託の決定をしている。意見書を出して欲しい陳情書については、議会運営委員会で確認し、議案調整会議へ当該陳情書を送付している。左記の意見は、条文そのものではなく、運用に対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の運用に関する意見は、議会運営委員会の所管のため、議会運営委員会で左記の意見を取り上げ、協議する必要がある。

平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○ホームページに各種取り組みを掲載 ・議会基本条例の検証結果（H26年3月～） ・議会改革の専用ページ（H27年12月～） ・PPDCAサイクル（H27年12月～） ・その他、策定した政策条例等 【4項】 ○請願の委員会審査にあたり、請願者から意見を聴く機会を設けた（H27年3月議会）		

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

第17条〔続き〕

- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、広く市民の意見を聴き、政策立案に反映させるよう努めなければならない。
- 6 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 7 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【5項】 ○各種団体との意見交換会実施（教民 法人立保育園、産建 管工事協同組合・建設業協会） 【6項】 ○原則、委員会傍聴者に資料配付		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【5項】 ○各種団体との意見交換会実施（委員会単位 計25回） ○市内高校生との意見交換会実施（H29年1月 正副議長・活性化委員等）	【林(俊)】 ●今まで以上に市内の民主団体等との意見交換会を実施すべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、取り組みに対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、議会活性化特別委員会で、今後進めていく「議会改革に関する検討項目」の一つであり、その中で検討していく。

第6章 市民が参加する議会

(議会報告会)

第18条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H23年8月開催（錦城、山代、山中の中学校区 単位3会場 参加者126人） ○H24年4～5月（前期）・10～11月（後期）開催（前期10会場、後期10会場 まちづくり単位計20会場 参加者888人） ○H25年4～5月開催（中学校区単位6会場 参加者290人）	○議案に対する公聴会の開催（結果の報告だけでなく、審議中に広く意見を吸い上げてはどうか）	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見の公聴会は、第17条第3項の公聴会というよりも、議会報告会として、審議中に地域へ出向いていくことを主眼に置いている。 当然、審議中の案件や市政に対する課題等について、地域へ出向き、市民から意見を吸い上げるべきだが、議会全体よりも議員個人がそれぞれ必要に応じて行うべきと考えるため、原文のままとする。 「補足意見」 市民がより参加しやすく、実のある議会報告会になるよう工夫が必要であり、左記の意見も踏まえて、平成26年度議会報告会を議会活性化特別委員会で検討していく。
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H26年7～8月開催（まちづくり単位21会場 参加者841人） ○H27年8月開催（1会場 参加者87人 研修会との2部構成） ○H28年7～8月開催（まちづくり単位11会場 参加者347人） ○H29年5～6月開催（まちづくり単位10会場 参加者376人） ○実施要綱作成（H28年度から2年でまちづくり単位21会場、3班体制等）		

第6章 市民が参加する議会

(議会広報の充実)

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○ホームページ・議会だよりに「議員の個別賛否一覧表」を掲載(H22年9月議会～) 【2項】 ○地区会館や図書館等市内32箇所に議会の会議日程のポスターを掲示(H23年度～) ○議会フロアに当日の委員会等の日程看板を設置(H23年度～) ○ホームページを全面的にリニューアル(H23年7月～)		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○議会だよりに各種記事を掲載 ・議会議案の概要(H28年5月号～) ・市長提出議案の概要(H29年5月号～) ・委員会の取り組み(H29年8月号～) 【2項】 ○議会日程(本会議)をケーブルテレビで文字放送(H27年6月議会～) ○議会Facebook(フェイスブック)を開設(H27年8月～) ○議会だよりモニターを開始(H28年度～) ○議会だよりを増ページ(P8→P12)(H28年5月号～) ○議会だよりをフルカラー(H28年8月号～) ○議会だよりを議会Facebook(フェイスブック)に先行掲載(H28年5月号～) ○議会だよりを増ページ(P12→P16)(H29年5月号～)	【林(俊)】 ●賛成・反対討論の記事掲載も必要。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、議会だよりの記事掲載に対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 過去に、議会活性化特別委員会広報部会で、議会広報の充実強化に当たり、記事掲載の見直し検討を行った。その際、賛成・反対討論の記事を掲載するかどうかを検討したが、討論の頻度や記事スペース等を踏まえ、見送った経緯がある。左記の意見を踏まえ、再度、議会活性化特別委員会広報部会で検討していく。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 議員は、政策立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資する目的で交付される政務活動費の執行に当たっては、加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加賀市条例第3号)を遵守しなければならない。

2 議員は、政務活動費の収支報告書等について、市民から書面において閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第7条第1号に規定する個人に関する情報は除く。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○政務活動費(政務調査費)の収支報告書等(領収書コピー等)を全面公開(H23年8月～)		
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○政務活動費の収支報告書のほか、内訳(明細)・支出基準(マニュアル)を議会ホームページに掲載(H27年8月～)		

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、加賀市議会議員政治倫理条例(平成22年加賀市条例第37号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議員政治倫理条例制定 (H22年9月議会 ※H23年4月1日施行)		
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議員政治倫理条例改正(H28年6月議会) ※審査会からの指摘事項	【かがやき】 ●議員の体育協会・各種団体の長を認めるべき。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、政治倫理条例に対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、政治倫理条例の見直しに関する意見のため、議会運営委員会で議題として取り上げていくことを求める。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員定数及び議員報酬)

第22条 議員定数又は議員報酬に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

平成25年度検証	実績(～H25)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議員定数条例制定 (H25年3月議会 ※定数22人から20人に削減)		
平成29年度検証	実績(～H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議員定数条例改正 (H29年3月議会 ※定数20人から18人に削減)	【かがやき】 ●議員定数は現状維持。報酬を上げ、新人の台頭を図るべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、議員定数・報酬に対する意見のため、原文のままとする。 「補足意見」 左記の意見は、議員定数・報酬そのものについての意見のため、議会運営委員会で議題として取り上げていくことを求める。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならない。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○議会基本条例の研修会を開催（H25年11月29日）		
平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【2項】 ○議会基本条例の研修会を開催（H29年11月9日）		

第9章 最高規範性で見直し手続

(見直し手続)

第24条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

平成25年度検証	実績（～H25）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○議会に関する市民アンケートを実施(H25年7月 無作為抽出1,500人) ○議会基本条例の検証実施(H26年1月～3月)		

平成29年度検証	実績（～H29）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	【1項】 ○議会に関する市民アンケートを実施(H27年8月 議会報告会参加者87人) ○議会に関する市民アンケートを実施(H28年8月～9月 無作為抽出1,500人) ○議会基本条例の検証開始(H30年1月～)		

その他（平成29年度検証）

各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
【昂志会】 ●災害対応項目の追加。	条文の修正が必要（追加） 「理由」 近年、各市で議会の災害対応を盛り込んだ議会基本条例が制定されている。加賀市議会でも、災害対策支援本部設置要綱や議員の災害対応行動マニュアルを策定していることから、その理念を条例に追加すべき。 「補足意見」 雪害対策の意見も出されたが、加賀市議会が策定している要綱や行動マニュアルは、大規模災害を想定しており、安易に雪害対策を含めることは適当でないと考える。